

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<p>関西文化学術研究都市建設促進法(昭和 62 年 6 月制定。以下「促進法」という。)に基づいて整備される文化学術研究施設の、研究所用施設に係る建物及び附属施設並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については普通償却に加え、初年度の特別償却を認めているところであるが、この特別償却制度を 2 年延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物及び附属設備 取得金額 2 億円以上 8/100 ・ 機械及び装置 取得金額 240 万円以上 16/100 <p>租税特別措置法 第 43 条の 2 同法施行令 第 28 条の 2</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	(__ 百万円 __ 百万円)	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>関西文化学術研究都市(以下「学研都市」という。)の建設は、促進法に基づき、文化学術及び研究の拠点となる都市づくりをめざすものであり、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に寄与する重要な国家プロジェクトである。都市建設に当たっては、学術・産業・行政及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、かつ連携を強化して建設を進めることを基本方針としている。</p> <p>また、学研都市は、「都市の建設段階」(セカンドステージ)から、現在「建設推進・高度な都市運営の段階」(サードステージ)を迎えており、サードステージにおける都市建設の推進に取り組んでいるところである。</p> <p>本特例措置は、事業者の活力を十分に活かして多様な規模・機能の文化学術研究施設の立地促進を図り、新産業創出等国民経済の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>促進法第 10 条では建設に必要な税制上の措置を講ずるものと規定されている。</p> <p>また、促進法に基づく基本方針では、「高度な文化拠点としての機能、新たな文化・学術・研究の推進、及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る」など、今後も学研都市の建設を促進してゆくこととされている。</p> <p>なお、国家プロジェクトである学研都市は、科学技術基本計画(平成 18 年 3 月 28 日閣議決定)においても、「内外に開かれた国際拠点として引き続き育成・整備を図る」とされており、今後とも整備の促進が求められているところである。</p> <p>「文化学術研究施設」は、本都市の文化・学術・研究機能の中心的な役割を担う施設であり、その集積により、大学や他研究機関との共同研究・交流や産学官連携、シーズとニーズの融合がなされ、研究開発の進展、研究成果を活かした新技術の創造と新事業の創出、地域及び我が国経済の活性化といった効果が得られることから、高い公益性が認められ、地方による支援のみならず国としてその集積整備を強力に推進する必要がある。</p>	
	今回の要望	合理性

		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（平成24年度末まで）
		同上の期間中の達成目標	<p>学研都市は、建設途上であるものの、建設推進・高度な都市運営の段階を迎えており、知的集積及び新産業創出等を図るための研究所用施設の立地を促進する。</p> <p>具体的には拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設立地数が必要なことから、施設立地数を目標としており、平成24年度までの施設立地目標は156施設である（平成21年度末は114施設）。</p> <p>なお、最終的には、学研都市の集積メリットを発揮するため、すべての地区で施設整備率をおおむね50%以上とすることが最低限必要と考えている。</p>
	政策目標の達成状況	これまでに82の研究所用施設が立地し、さらに交流施設、文化施設等を含めると112の施設が立地するなど、文化・学術・研究の拠点形成に向けて整備が進んでいる。	
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>平成22年度以降については過去3カ年実績の平均により、建物及び付属施設1件、機械及び装置3件を見込んでいる。</p> <p>本特例は、適用の際に促進法に基づく建設計画に適合しているか等により判断されるものであり、また対象となる研究分野の制限を設けていないことから、特定のもののみに優遇が受けられるものではない。</p>	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例により、税収は減少するものの、地域の雇用創出などの経済効果が見込まれるばかりか、研究所用施設の集積により、共同研究の実施等により産業の高度化等の効果が期待される。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・地方税の特例措置(事業所税)(地方税法附則第33条第5項)	
	予算上の措置等の要求内容及び金額		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係		
	要望の措置の妥当性	研究所用施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなる。本特例は資金調達形態にかかわらず初期負担の軽減が図られることから、立地誘導する上で有効に機能しており手段としての的確である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	別紙参照。
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本特例は資金調達形態に関わらず初期負担の軽減が図られることから、事業者の研究開発設備への投資面できわめて有効に機能している。
	前回要望時の達成目標	本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、学研都市全体としての総合的な集積メリットが発揮されることによって、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、もって国民経済の活性化に寄与することを目標とするとともに、拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設立地数が必要なことから、施設立地数を目標としており、平成 22 年度までの施設立地目標数を 144 施設としていた。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	リーマンショック等の影響による経済状況の悪化により、全国的に建築着工が低迷している中であって、学研地区における新規立地についても目標に届かない状況となっている。
これまでの要望経緯	・昭和 62 年度：新規 ・平成元、3、5、7、9、11、13、15、17、19、21 年度：2 年延長 ・平成 11 年度：拡充（資産額要件の緩和等）	